

菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業実施要領

「菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業」については、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び福島県農産振興事業事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

なお、本事業は、財源の一部に国庫交付金（地方創生推進交付金）を活用していることに留意すること。

第1 目的

保健機能を有するおたねにんじんやエゴマ等の地域特産物の生産振興を図るとともに、県民にその有用性をPRし実際に食する機会を増やすことで、地域内流通を活性化させ、地域資源の活用促進と食から始める健康づくりを推進する。

第2 事業の内容等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

第3 補助

- 1 県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助するものとする。ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額を切り捨てることとする。
- 2 補助対象事業費の上限額については、別表2に定めるとおりとする。
- 3 事業実施主体が市町村域を超える広域的な団体（以下、「広域団体」という。）の場合で、市町村が補助を行うことができない場合に限り、直接補助を行うことができる。

第4 事業実施の手続き

1 事業実施計画の策定等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画（様式第1号）を作成し、市町村長に提出するものとする。また、広域団体の場合は、福島県知事（以下、「知事」という。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第15条に基づき、知事の権限の一部を農林事務所長（以下、「所長」という。）へ委任するものとし、以下、同様の扱いとする。
- (2) 市町村長は、事業実施計画書の内容を審査し、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式第2号）と併せて事業実施計画書を所管する所長に提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

所長（広域団体の場合は知事）は、事業実施計画の内容を審査し、適当と認める場合は、様式第3号により事業実施計画の承認を行うものとする。

3 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施主体が事業実施計画の重要な変更をする場合は、交付要綱に定められた基準のとおりとし、その手続は第4の1、2に準じて行うものとする。また、成果目標を変更する場合も同様とする。
- (2) 事業実施主体が事業実施計画の軽微な変更をする場合は、事業実施計画変更届（様式第4号）を所長（広域団体の場合は知事）にすみやかに届け出るものとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第6 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適正に実施するため、県農林事務所、市町村、農業団体は密接な連携を図り、推進・指導を行うものとする。

第7 事業の執行状況報告

所長は、6月、9月、11月末及び事業が完了した時点の執行状況を、翌月10日までに、執行状況報告書（様式第5号）により県農林水産部長（以下、「部長」という。）に報告するものとする。なお、部長は、必要に応じて執行状況の報告を随時求めることができるものとする。

第8 成果確認検査について

事業の確認検査は、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行うものとする。

第9 事業の実施状況報告

- 1 「需要拡大・地域連携事業のうち産地強化事業」及び「生産振興事業のうち種子確保事業」に取り組んだ事業実施主体は、事業実施年度に係る実施状況報告書（様式第6号）を作成し、翌年度の4月末日までに市町村長（広域団体の場合は部長。ただし、広域団体の場合であって知事が所長に権限を委任している場合は所長。）に報告するものとする。
- 2 「生産振興事業のうち整備事業」に取り組んだ事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの3年間（おたねにんじん等、収穫までに3年以上要する場合は収穫年度を目標年度とする）、実施状況報告書（様式第6号）を作成し、翌年度の4月末日までに市町村長（広域団体の場合は部長。ただし、広域団体の場合であって知事が所長に権限を委任している場合は所長。）に報告するものとする。
- 3 市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況報告書を審査し、取りまとめの上、翌年度の5月末日までに所長に提出するものとする。所長は、7月末日までに提出された実施状況報告書（様式第6号）の内容を審査し部長に報告する。
- 4 県及び市町村は、達成状況に応じて必要な技術的、経営的指導を行う。

第10 事業の評価について

- 1 「生産振興事業のうち整備事業」において、目標年度の成果指標実績が事業実施計画（様式第1号）の目標値の70%に満たない場合、事業実施主体は改善計画を作成し、市町村長（広域団体の場合は部長。ただし、広域団体の場合であって知事が所長に権限を委任している場合は所長。）に提出する。
- 2 県及び市町村は、成果目標の達成に向けて技術的、経営的指導を行う。

第11 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2 事業の内容（実績）」の別に定める様式については、様式第7号のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月28日から施行する。